

懲戒処分書

住 所 大阪府豊中市利倉東1丁目6番36号
事務所 神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地
神戸ファッションマート4E24
司法書士 児玉 初穂
昭和45年12月4日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定により、平成30年9月21日から1週間の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

当局の調査、大阪司法書士会の調査、兵庫県司法書士会の調査及び司法書士児玉初穂（以下「被処分者」という。）の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、平成20年3月18日に兵庫県司法書士会に入会後、平成24年5月24日に大阪司法書士会への変更の登録をし、平成28年4月21日に再度、兵庫県司法書士会に変更の登録（兵庫第2038号）を行い、現在、上記肩書事務所において司法書士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、大阪司法書士会所属時に上記肩書住所地に事務所を置き、A行政書士合同事務所（事務所の所在地は〇〇市〇〇区、行政書士3名が在籍。以下「行政書士事務所」という。）と提携して登記手続を行っていたところ、平成26年1月から平成27年4月中旬頃の間において、全国各地の法務局に申請した149件の商業登記及び法人登記に係る被処分者と行政書士事務所との業務提携の工程は以下のとおりであった。
 - （1）依頼者の窓口は、行政書士事務所在籍の行政書士（以下「行政書士」という。）であり、行政書士は、依頼者から登記事項証明書、印鑑証明書及び運転免許書等の本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）の提供を受けるとともに、登記手続に係る依頼の内容の聞き取り及びこれに対する説明を行い、その結果の内容は当該依頼に応じて行政書士が作成した登記申請書の附属書類となる議事録等（以下「議事録等」と

いう。)と本人確認書類の各電子データとともに、行政書士から被処分者にメールで送付される。

- (2) 被処分者は、行政書士からメールで送付された依頼者からの登記手続きに係る内容、議事録等及び本人確認書類の内容の調査を経て、登記申請に係る委任状（以下「委任状」という。）を作成し、作成した委任状を電子データで行政書士にメールで送付する。
- (3) 被処分者からメールで行政書士に送付された委任状は、行政書士事務所の郵送事務担当者において、同事務所名の表記がされた封筒に議事録等とともに同封され、書留等郵便物等受領証の差出人も同事務所名として、転送不可の書留郵便等で依頼者に発送される。

依頼者に送付された議事録等と委任状は、代表者印の押印後、依頼者から行政書士事務所に返送される。

- (4) 依頼者から行政書士事務所に返送された代表者印の押印された委任状は、先に電子データで被処分者に送付されていた当該会社等の印鑑証明書の原本とともに同事務所の担当者から被処分者の事務所に届けられ、被処分者は、印鑑証明書の原本と委任状に押印されている代表者印の印影との照合を経て、当該登記に係る申請書を作成の上、管轄登記所にオンラインによる登記申請を行う。

3 上記2の(1)ないし(4)の行政書士事務所との業務提携の工程に係る被処分者の態様は以下のとおりであった。

(1)依頼者に対する説明及び助言について

被処分者は、登記手續について、依頼の趣旨を実現するために、的確な法律判断に基づき、依頼者に対する説明及び助言をしなければならないところ、これを行政書士に任せていた。

(2)依頼者の本人確認及び意思確認の方法について

被処分者は、依頼者の所在地は、いずれも遠方であったため、行政書士事務所から依頼者への委任状の発送手續については、転送不可の書留郵便等の方法が講じられていることから、同事務所の担当者から届けられた代表者印の押印がされた委任状の印影が真正なものであることをもって、依頼者の本人確認及び登記手續に係る依頼内容の意思確認（以下「本人確認等」という。）がされているものと判断していた。

(3)登記手續に係る報酬等の受領に係る領収証について

司法書士は、依頼者から登記手續に係る報酬（以下「登記報酬」という。）を受領したときは、領収証を交付しなければならないところ、被処分者は、登記報酬の請求書を行政書士事務所宛てに送付の上、報酬額を行政書士事務所から領収し、同事務所宛てに領収書を交付していた。

第2 処分の理由

1 上記第1の3(1)の行為については、大阪司法書士会執務規則第9条（説明及び助言）に違反する。

2 上記第1の3(2)の行為については、本人確認等の事務は、司法書士の職責が求めら

れる重要な事務であるところ、全ての一連に係る事務は、当該司法書士が行うべきであり、委任状の発送事務及び返送される代表者印の押印がされた委任状の受領事務の範囲についても、司法書士本人又はその補助者が行うべきであるにもかかわらず、行政書士事務所名をもって、同事務所の担当者が行った当該発送事務及び受領事務は、大阪司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規定第4条3号（本人確認の方法）及び第5条（意思確認の方法）に規定する「司法書士の職責に照らし適切と認められる方法」とは認められず、当該各条項及び大阪司法書士会会則第102条の2（依頼者の本人確認等）に違反する。

3 上記第1の3(3)の行為については、司法書士法施行規則第29条（領収証）、大阪司法書士会会則第101条（領収証）に違反する。

4 また、上記第1の3(1)ないし(3)の各行為は、いずれも司法書士法第2条（職責）、同法第23条（会則の遵守義務）、大阪司法書士会会則第109条（会則等の遵守義務）の各規定に違反する。

5 被処分者の上記各非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うことによって国民の権利保護に寄与するという職責を有する司法書士としての自覚を欠き、被処分者の責任は重大といわざるを得ない。

しかしながら、被処分者には、これまで処分歴はなく、当局の2回に渡る調査にも協力的であり、上記各非違行為を深く反省していることが認められる。

よって、これらの事情を考慮して、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまでに、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなるので注意すること。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内又は、当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成30年9月21日

神戸地方法務局長 阿野純秀